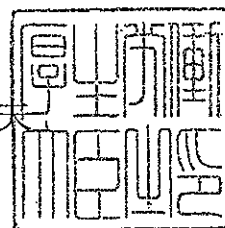


厚生労働省発薬食第1101047号
平成18年11月1日

薬事・食品衛生審議会
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣

柳澤 伯夫



諮問書

薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定に基づき、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、以下の物を指定することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

1. 亜硝酸イソブチル
2. 亜硝酸n-ブチル
3. 亜硝酸第3級ブチル
4. 亜硝酸イソアミル
5. 亜硝酸イソプロピル
6. 亜硝酸シクロヘキシル
7. サルビノリンA
8. サルビア デイビノラム
9. *N*-イソプロピル-1-(5-メトキシ-1*H*-インドール-3-イル)-*N*-メチルエタン-2-アミン
10. 5-メトキシ-*N*, *N*-ジメチルトリプタミン
11. 1-(5-メトキシ-1*H*-インドール-3-イル)プロパン-2-アミン
12. *N*, *N*-ジアリル-5-メトキシトリプタミン
13. 5-メトキシ-*N*, *N*-ジプロピルトリプタミン
14. *N*, *N*-ジエチル-5-メトキシトリプタミン
15. 4-ヒドロキシ-*N*, *N*-ジイソプロピルトリプタミン
16. 4-アセトキシ-*N*, *N*-ジイソプロピルトリプタミン

17. *N, N*-ジプロピルトリプタミン
18. *N, N*-ジイソプロピルトリプタミン
19. 1-(1*H*-インドール-3-イル)-*N*-イソプロピル-*N*-メチルエタン-2-アミン
20. 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン
21. 1-ベンジル-4-メチルピペラジン
22. 2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン
23. 2-(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン
24. 2-(4-エチル-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン
25. 2-(4-エチルチオ-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン
26. 2-(2, 5-ジメトキシフェニル-4-イソプロピルチオフェニル)エタンアミン
27. 1-(4-メトキシフェニル)-*N*-メチルプロパン-2-アミン
28. 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン
29. 1-(2, 4, 6-トリメトキシフェニル)プロパン-2-アミン
30. *N*-メチル-4-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン
31. 1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン
32. 1-(2-メトキシ-4, 5-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-アミン
33. 2-メチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン

(注： 上記の物質の塩類及びこれらを含む物を含む。)